

広島県告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にしたが、森林所有者が知れないため、同項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	登記簿上の所有者の氏名
尾道市因島洲江町字妙見山二〇三	尼子 仁作
尾道市因島洲江町字天神上二二六	尼子 ハルエ
尾道市因島洲江町字天神上二四一	萩原 ヤスノ

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について